

給付型奨学金の創設に伴う非課税措置及び差押の禁止の要望が遅れたことについて

給付型奨学金については、本年8月2日の閣議決定において、「平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」こととされたことを受け、文部科学省は、平成28年中に制度設計を決定し、平成30年度から開始することを予定していたところである。

このように、本年8月の時点では、制度の詳細が十分に定まっていなかったことから、税制改正要望の必要性を判断できなかつたが、

- ① 与党における議論が9月から開始され、10月25日に自民党給付型奨学金プロジェクトチームにおいて中間報告がまとめられたこと、
 - ② 当該報告においては、給付のあり方（給付方法）について「免除」の形式ではなく「給付」の形式による「条件付給付型」が望ましいとされていること
 - ③ 文部科学省においても、この中間報告も踏まえつつ、「給付型奨学金検討チーム」において11月中に審議を取りまとめてることとしていること
- など、現在、制度設計の検討が急ピッチで進められており、この中において、「給付」の形式とする場合に必要となる税制改正の内容が具体化してきたところである。

さらに、自民党PTの中間報告では、給付型奨学金の実施時期について、「平成29年度進学者から一部先行して給付を開始することが適當」とされ、平成29年度から制度を開始することになる可能性が大いに高まっている。

以上のような状況を踏まえ、平成29年度税制改正において、給付型奨学金の非課税措置及び差押禁止の措置を行う必要が出てきたものである。

給付型奨学金の創設に伴う非課税措置について

【他の学資金に関する法令で公租公課の規定を設けている例】

■ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）

(受給権の保護)

第12条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第13条 租税その他の公課は、就学支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

【所得税法第9条第15号との関係】

給付型奨学金は、経済的に困難な状況にある学生の修学にかかる負担感を軽減するために創設しようとするものである。そのため、奨学生に給付される金銭は、原則として所得税法第9条第15号の「学資に充てるため給付される金品」に該当するものと解される。

ただし、給付された奨学金については、学費や教材費だけではなく、下宿費、食費その他の生活費などにも充てられることが想定される。この場合には、当該給付された奨学金が「学資に充てるために給付される金品」に該当するか否かについて疑義が生じる場合もあると考えられるが、奨学生の金銭的負担を軽減するためには、これらの使途も含め、課税される余地を封じておく必要がある。このため、独立行政法人日本学生支援機構法にも公課禁止規定を置くこととしたい。

【地方公共団体や民間団体が実施している給付金との関係】

高校生等に対する給付については、高等学校等就学支援金について個別法に公課禁止規定を設けており、他方、地方公共団体や民間団体等が実施している給付については、所得税法第9条第15項に基づき非課税措置が適用されているものと考えられる。

これと同様に、大学生等に対する給付についても、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金については個別法に公課禁止規定を置くことで非課税措置を講じることとした上で、地方公共団体や民間団体が実施している給付金等については、所得税法第9条第15項に基づき非課税措置とすることが考えられるところである。

給付型奨学金の創設に伴う受給権の保護（差押の禁止等）について

【税制改正要望の趣旨】

給付型奨学金は、経済的に困難な状況にある学生に対して学資金の支給を行うことで修学にかかる経済的負担の軽減を図るものであるため、独立行政法人日本学生支援機構法を改正し、受給権の保護にかかる規定を設けることで、奨学金がその目的のために使用されることを確保することとしたい。

【規定の内容】

給付型奨学金の受給権が一身専属的であって、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえることができないことを定めることにより、給付された奨学金が経済的に困難な状況にある学生の修学にかかる負担感を軽減するという趣旨に沿って適切に用いられるよう、必要な規定を置くこととしたい。

本条を規定した場合には、給付型奨学金の支給を受ける権利を譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえても無効となる。なお、この差押は、民事執行法上の差押のみではなく、国税徴収法上の差押についても禁止されるものと考えている。

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・**拡充**・**延長**）

（文部科学 府・省・庁）

制 度 名	給付型奨学金制度の創設に伴う（差押の禁止等の）所要の措置						
税 目	国税徵収法 等						
要 望 の 内 容	<p>給付型奨学金について、受給権の保護（差押の禁止等）を設ける等の所要の措置を要望する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>一 百万円 (一 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改 正 増 減 収 額)</td> <td>(一 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (一 百万円)	(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (一 百万円)						
(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)						
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 高等教育への進学にかかる費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっている。 こうした状況を踏まえ、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度を創設するものである。 (2) 施策の必要性 「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日 閣議決定）において、給付型奨学金について平成 29 年度（2017 年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得ることとされたことに基づき、経済的に困難な状況にある学生に対し学資金の支給を行う制度を創設することで、修学にかかる経済的負担の軽減を図るものである。 仮に、支給される奨学金について、過去の債務のために受給権の差押を行った場合等には、授業料の支払いや生計を維持することにも影響が及び、在学することに支障が生じかねないことから、給付型奨学金制度の趣旨が没却されることがないよう、受給権の保護（差押の禁止等）等の所要の措置を講じる必要がある。 「未来への投資を実現する経済対策」 (平成 28 年 8 月 2 日 閣議決定) (抜粋) 第2章 取り組む施策 I. 一億総活躍社会の実現の加速 (2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進 格差については、それが固定化されないことが大切である。このため、教育の役割は重要であり、奨学金制度の充実を図る。（略） ① 給付型奨学金については、平成 29 年度（2017 年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。 第3章 各項目の主な具体的措置 I. 一億総活躍社会の実現の加速 (2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進 ・給付型奨学金の実現（文部科学省）						

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進
		政策の達成目標	新規施策のため、検討中
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	新規施策のため、該当なし。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	給付型奨学金の支給を受けた者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	給付型奨学金の支給を受けた者における経済的負担の確実な軽減が見込まれる。
	相 當 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特になし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	給付型奨学金の創設 平成29年度概算要求額 一百万円（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置とともに受給権の保護にかかる措置等の所要の措置を講じることにより、給付型奨学金の支給を受けた者における修学にかかる経済的負担の確実な軽減を図ることができるようになる。

	要望の措置の妥当性	給付型奨学金制度は、経済的に困難な状況にある学生に対し、学資金の支給を行うことで、修学にかかる経済的負担の軽減を図ろうとするものである。 仮に、支給される奨学金について、過去の債務のために受給権の差押を行った場合等には、奨学生に対する負担感解消の効果が減少するため、給付型奨学金制度の趣旨が没却されるおそれがないよう、受給権の保護にかかる措置等の所要の措置を講じることが不可欠である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	新規要望
担当部局(課)及び担当者	高等教育局 学生・留学生課 担当課長 井上諭一 (内線 2514) 代表☎5253-4111 担当補佐 西川由香 (内線 3434) 直通☎5253-3050 担当者 真保 洋 (内線 3128) FAX 6734-3731	

- (注) 1. 上記要望項目に関する措置の概要1枚紙を添付すること。
 2. 上記要望項目に関する措置に係る政策の事前評価書を添付すること。また、拡充・延長要望の措置に係る政策の事後評価を行っている場合には、併せて事後評価書を添付すること。
 3. 各項目は要点を記載し、必要に応じ別紙により補足すること。
 4. 「平年度の減収見込額」については、改正減収見込額(単純延長の場合には「—」)を記載し、計算根拠を別紙に記載すること。記載に当たっては、復興特別所得税、地方法人税及び地方消費税の減収額を含めないこと。
 また、「制度 자체の減収額」については、法人税関係の措置以外の措置にあっては参・予算委員会資料(平成28年7月)①「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」の計数を、法人税関係の措置にあっては参・予算委員

会資料（平成28年2月）②「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（平成26年度）を基に試算した減収額（実績推計）」の計数を、それぞれ記載し、「改正増減収額」については、②の計数を記載した措置及び平成27年度又は平成28年度に新設された法人税関係の措置のうち、平成27年度又は平成28年度の「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」に計上されているものの計数を記載すること。この場合において、これらの増減収（見込）額に計上されていない既存措置又は新設要望の措置については、「-」を記載すること。

なお、減収（見込）額については「▲」を、増収（見込）額については「+」を、それぞれ付すこと。

5. 「(2) 施策の必要性」には、公益性の有無、政府の関与の合理性、国と地方の役割分担の適切さ、民営化・外部委託の可否等を踏まえ、施策自体の必要性を記載すること。
6. 「政策体系における政策目的の位置付け」には、要望の措置の背景にある政策が法律に規定されるなど各府省庁の政策体系の中で明確に位置付けられている場合にはその旨を記載すること。また、各府省庁の政策評価体系図における本措置の位置付けを記載し、政策評価体系図を添付すること。
7. 「政策の達成目標」、「同上の期間中の達成目標」及び「政策目標の達成状況」は、計数的な指標をもって具体的に示すこと。
8. 「要望の措置の適用見込み」には、要望の措置の適用事業者（法人）数を、原則として、個人にあっては暦年で、法人にあっては年度で、それぞれ適切な方法で推計し記載することとし、併せて、適用事業者（法人）の範囲の見込みを記載すること。なお、算出根拠等の詳細について、別紙に記載し添付すること。
9. 「要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）」には、政策目標の達成に係る要望の措置による効果の見込みを具体的に記載すること。特に、政策評価法に基づく各府省庁の事前評価において本措置の有効性をどのように見込んでいるかについて記載すること。
10. 「予算上の措置等の要求内容及び金額」には、政策評価体系において同一の位置付けに該当する措置についての要求内容及び金額を記載すること。
11. 「上記の予算上の措置等と要望項目との関係」には、同様の政策目的に係る予算上の措置等との役割分担、予算上の措置等の代替策の検討状況等を記載すること。
12. 「要望の措置の妥当性」には、要望の措置が、政策目的を実現する手段として的確であり、他の手段に比し有効である理由、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか否かを記載すること。また、制度創設後おおむね10年を超える長期にわたる措置や適用者数が2桁台以下であるなど適用の少ない措置については、本制度を存続する理由も必ず記載すること。
13. 「租税特別措置の適用実績」には、要望の措置が延長又は拡充である場合に、当該措置の適用事業者（法人）数及び減収額、必要経費（損金）算入額等の実数並びに適用事業者（法人）の範囲を、原則として、個人にあっては暦年で、法人にあっては年度で、過去3年間を目途に記載し、それぞれの暦年又は年度ごとに、前回要望時に見込んだ減収額等を括弧書きすること。また、実数の把握が困難な場合には、適切な方法で推計し記載することとし、推計による計数であることを表示すること。併せて、適用数が想定外に僅少でないか、特定の者に偏っていないかといった点、また、括弧書きした前回要望時に見込んだ減収額等と適用実績の減収額等とが相当程度乖離している場合は、その乖離の原因について十分な分析等を行い、その結果及びその結果を踏まえてもなお本措置が必要最小限の特例措置となっていること、についても記載すること。なお、算出根拠等の詳細について、別紙に記載し添付すること。
14. 「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」には、要望項目が租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査の対象となっている場合に、平成26年度の適用実態調査結果における①租税特別措置法の条項、②適用件数及び③適用額を記載すること。この条項、適用件数及び適用額は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第1記載要領第4号の表及び様式第2記載要領第4号の表の租税特別措置法の条項（区分番号）別の区分によること。なお、要望項目に該当する条項が複数ある場合には、それらの全ての条項について条項ごとに記載することとし、要望項目が条項別の区分の一部である場合には、その旨を表示すること。
15. 「租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）」には、要望の措置が延長又は拡充である場合に、政策目標の達成に係る本措置による効果を具体的に記載すること。特に、政策評価法等に基づく各府省庁の事後評価等において本措置の有効性が確認されているか否かについて記載すること。
16. 「前回要望時の達成目標」には、直前の創設又は延長要望の際に記載した「同上の期間中の達成目標」を記載し、「前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由」には、現時点において当該達成目標がどの

程度達成されたかを計数的な指標をもって具体的に示すとともに、前回要望時の目標が達成されていない場合は、その理由を必ず記載すること。

17. 平成28年度税制改正において処理することとされた項目のうち、当初要望時と要望の前提となる事実関係が変更されたこと等により、平成29年度税制改正において措置する必要が生じたものについては、再度要望書を提出すること。
18. 用紙（添付資料を含む。）の大きさは、日本工業規格A4とすること。